

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

北海道開発局 建設部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

東北地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

関東地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

北陸地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

中部地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

近畿地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

中国地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

四国地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

九州地方整備局 道路部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところであるが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知する。

同局長通知の趣旨を踏まえ、都市部を中心とした直轄国道沿線の市町村に対して、自転車ネットワーク計画策定に向けた道路法第 28 条の 2 に基づく協議会等の構築を働きかけ、その協議会等に参画し、関係機関と相互協力のもと、自転車ネットワーク計画策定を促進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止する。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

北海道 道路事業担当部長 殿

道 路 局 企 画 課 長

国 道 ・ 防 災 課 長

環 境 安 全 課 長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

札幌市 道路事業担当部長 殿

道 路 局 企 画 課 長

国 道 ・ 防 災 課 長

環 境 安 全 課 長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

青森県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岩手県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

宮城県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

仙台市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

秋田県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

山形県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

茨城県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

栃木県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

群馬県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

埼玉県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

さいたま市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

千葉県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

千葉市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

東京都 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

神奈川県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

横浜市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

川崎市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

相模原市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

山梨県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

長野県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

新潟県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

新潟市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

富山県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

石川県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岐阜県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

静岡県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

静岡市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

浜松市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

愛知県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

名古屋市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

三重県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福井県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

滋賀県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

京都府 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

京都市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

大阪府 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

大阪市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

堺市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

兵庫県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

神戸市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

奈良県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

和歌山県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

鳥取県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

島根県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岡山県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岡山市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

広島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

広島市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

山口県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

徳島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

香川県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

愛媛県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

高知県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福岡県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

北九州市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福岡市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

佐賀県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

長崎県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

熊本県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

熊本市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

大分県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

宮崎県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

鹿児島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

沖縄県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。